

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4570835号
(P4570835)

(45) 発行日 平成22年10月27日 (2010.10.27)

(24) 登録日 平成22年8月20日 (2010.8.20)

(51) Int. Cl. F 1
G 0 7 D 9/00 (2006.01) G 0 7 D 9/00 4 2 6 C
G 0 6 Q 40/00 (2006.01) G 0 6 F 17/60 2 5 0

請求項の数 10 (全 12 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2002-12281 (P2002-12281) (22) 出願日 平成14年1月22日 (2002.1.22) (65) 公開番号 特開2003-217003 (P2003-217003A) (43) 公開日 平成15年7月31日 (2003.7.31) 審査請求日 平成16年12月28日 (2004.12.28) 審判番号 不服2009-12725 (P2009-12725/J1) 審判請求日 平成21年7月13日 (2009.7.13)</p>	<p>(73) 特許権者 000000295 沖電気工業株式会社 東京都港区西新橋三丁目16番11号 (74) 代理人 100082050 弁理士 佐藤 幸男 (72) 発明者 ▲吉▼田 智生 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号 沖電気工業株式会社内 合議体 審判長 寺本 光生 審判官 田口 傑 審判官 小関 峰夫</p>
--	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 自動取引装置及び自動取引システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

利用可能な所定の金融機関毎に対応した取引カードを示すカード情報を有する自動取引装置であって、

前記カード情報に基づき顧客の取引時に利用可能な取引カードを選択するための取引カード選択項目を表示し、

前記顧客により前記取引カード選択項目から利用したい取引カードが選択されると、顧客により供給された取引カードと選択された取引カードとの照合を開始し、

照合できない場合は、照合ができない旨を表示して前記供給された取引カードを返却し、

カード返却後、照合ができない旨を表示したまま取引カードの供給を所定時間待機し、前記所定時間内に前記顧客により新たに取引カードが供給されたとき、該供給された取引カードと前記選択された取引カードとの照合を再度開始することを特徴とする自動取引装置。

【請求項 2】

前記取引カードは、自行カード、他行カード及びクレジットカードであることを特徴とする請求項 1 に記載の自動取引装置。

【請求項 3】

前記カード情報は、各取引カードに対応した取扱可能な取引科目、取引科目毎の取扱時間及び取扱時間毎の手数料の情報であることを特徴とする請求項 1 に記載の自動取引装置

【請求項 4】

前記顧客により利用したい取引カードが選択されると、前記カード情報の取引科目毎の取扱時間に基づいて選択された取引カードで実行可能な取引科目を表示するか否かを判定して表示することを特徴とする請求項 1 に記載の自動取引装置。

【請求項 5】

前記取引カードとして他行カードが選択されると、複数の他の金融機関名を表示して選択可能とすることを特徴とする請求項 1 に記載の自動取引装置。

【請求項 6】

利用可能な所定の金融機関毎に対応した取引カードを示すカード情報を有するホストコンピュータから前記カード情報を自動取引装置へ供給する自動取引システムであって、

前記自動取引装置は、前記カード情報に基づき顧客の取引時に利用可能な取引カードを選択するための取引カード選択項目を表示し、

前記顧客により前記取引カード選択項目から利用したい取引カードが選択されると、顧客により供給された取引カードと選択された取引カードとの照合を開始し、

照合できない場合は、照合ができない旨を表示して前記供給された取引カードを返却し

カード返却後、照合ができない旨を表示したまま取引カードの供給を所定時間待機し、前記所定時間内に前記顧客によって新たに取引カードが供給されたとき、該供給された取引カードと前記選択された取引カードとの照合を再度開始することを特徴とする自動取引システム。

【請求項 7】

前記取引カードは、自行カード、他行カード及びクレジットカードであることを特徴とする請求項 6 に記載の自動取引システム。

【請求項 8】

前記カード情報は、各取引カードに対応した取扱可能な取引科目、取引科目毎の取扱時間及び取扱時間毎の手数料の情報であることを特徴とする請求項 6 に記載の自動取引システム。

【請求項 9】

前記顧客により利用したい取引カードが選択されると、前記カード情報の取引科目毎の取扱時間に基づいて選択された取引カードで実行可能な取引科目を表示するか否かを判定して表示することを特徴とする請求項 6 に記載の自動取引システム。

【請求項 10】

前記取引カードとして他行カードが選択されると、複数の他の金融機関名を表示して選択可能とすることを特徴とする請求項 6 に記載の自動取引システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、金融機関で取り扱われる現金自動取引装置（ATM：automated teller machine）のような自動取引装置を顧客が操作して取引を行う自動取引システムに関し、特に、前記取引装置に取引カードによる取引のための画面を表示するのに好適な自動取引システムおよび前記画面を表示するためのプログラムに関する。

【0002】

【従来の技術】

銀行等の金融機関で取り扱われる ATM は、当該金融機関のホストコンピュータに通信可能に接続されており、顧客の操作に応じた取引に必要な情報を、前記ホストコンピュータから取得する。ATM は、取引のための金融機関の情報等を与えられたキャッシュカードのような取引カードに基づいて取引を行い、一般的に、自行の取引カードによる取引に限らず、そのホストコンピュータと交信可能な他行の取引カードによる取引をも取り扱う。

【0003】

10

20

30

40

50

ところで、A T Mには、顧客に向けて取引の情報を表示するためのタッチスクリーンのような表示部が設けられている。A T Mは、所定の近接センサにより顧客の到来が感知されると、顧客に取引カードの挿入を促すと共に、前記した表示部に、取引科目を選択するための所定の初期画面を表示する。初期画面には、自己の金融機関で実行可能な取引科目が表示され、当該A T Mにより取引が受け付けられている限り、この初期画面が前記表示部に表示される。

【0004】

A T Mは、取引カードを供給されると、この取引カードに与えられている金融機関の情報等を読み取り、読み取った情報とホストコンピュータから取得した情報とに基づいて、当該取引カードの利用が可能であるか否かを判定する。その結果、利用が可能であれば、顧客からの取引科目の選択指示を受け付け、不可能であれば、当該取引カードが受け付けられない旨を顧客へ通知すると共に、取引カードを返却する。

10

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、前記した従来の技術では、挿入した取引カードが当該A T Mで受け付けられない場合、A T Mは、その理由を明示することなく取引カードを返却することから、当該顧客は、取引カードを返却された原因が、そのカード自体にあるのか、あるいは金融機関側の都合にあるのかを認識することができず、顧客に不安感を与えていた。

【0006】

しかも、前記したA T Mに自動的に示される初期画面は、自己の金融機関の取引カードに対応した画面であることから、この初期画面により、他の金融機関の取引カードが利用できるか否かを判断することは困難である。そのため、他の金融機関の取引カードを利用する時に、たとえ実際には当該カードが利用不可であっても、顧客はその旨を知り得ないことから、利用できない当該カードをA T Mに供給してしまうという不都合が生じていた。

20

【0007】

また、1枚の取引カードで複数の金融機関を選択的に利用できる、いわゆる共用取引カードによる取引では、一般的に、優先的に取引される金融機関が予め設定されている。しかしながら、当該A T Mを利用する顧客にそのような認識がない場合は、自動的に取引された金融機関が、その顧客の意図しない金融機関であることがあり、その場合、顧客にとって不本意な取引となっていた。

30

【0008】

本発明は、利用する自動取引装置で取扱い可能な取引カードを、顧客が認識することができる自動取引システムを提供することを目的とする。

【0009】

【課題を解決するための手段】

本発明の基本構想は、自動取引装置での取引に先立って、当該自動取引装置での取り扱い可能な取引カードを示すカード情報を、ホストコンピュータから自動取引装置へ供給し、これにより取得したカード情報に基づく各取引カードを顧客に向けて表示することにある。

【0010】

本発明は、前記した基本構想に基づく以下の構成を採用する。

構成1

本発明に係る自動取引装置は、利用可能な所定の金融機関毎に対応した取引カードを示すカード情報を有する自動取引装置であって、前記カード情報に基づき顧客の取引時に利用可能な取引カードを選択するための取引カード選択項目を表示し、前記顧客により前記取引カード選択項目から利用したい取引カードが選択されると、顧客により供給された取引カードと選択された取引カードとの照合を開始し、照合できない場合は、照合ができない旨を表示して前記供給されたカードを返却する。

40

【0011】

前記自動取引システムによれば、その自動取引装置による取引に先立って、取り扱いが可

50

能な取引カードが、顧客に向けて表示されることから、顧客は、利用しようとする取引カードが当該自動取引装置で受け付けられるか否かを認識することができる。

【0012】

そして、カード返却後、照合ができない旨を表示したまま取引カードの供給を所定時間待機し、前記所定時間内に前記顧客により新たに取引カードが供給されたとき、該供給された取引カードと前記選択された取引カードとの照合を再度開始する。

【0015】

利用可能な所定の金融機関毎に対応した取引カードを示すカード情報を有するホストコンピュータから前記カード情報を自動取引装置へ供給する自動取引システムであって、前記自動取引装置は、前記カード情報に基づき顧客の取引時に利用可能な取引カードを選択するための取引カード選択項目を表示し、前記顧客により前記取引カード選択項目から利用したい取引カードが選択されると、顧客により供給された取引カードと選択された取引カード項目との照合を開始し、照合できない場合は、照合ができない旨を表示して前記供給された取引カードを返却する。

10

【0016】

そして、カード返却後、照合ができない旨を表示したまま取引カードの供給を所定時間待機し、前記所定時間内に前記顧客によって新たに取引カードが供給されたとき、該供給された取引カードと前記選択された取引カードとの照合を再度開始する。

【0019】

構成2

前記取引カードは、自行カード、他行カード及びクレジットカードであることを特徴とする。

20

前記カード情報は、各取引カードに対応した取扱可能な取引科目、取引科目毎の取扱時間及び取扱時間毎の手数料の情報であることを特徴とする。

【0020】

前記顧客により利用したい取引カード項目を選択されると、前記カード情報の取引科目毎の取扱時間に基づいて選択された取引カードで実行可能な取引科目を表示するか否かを判定して表示することを特徴とする。

前記取引カード項目として他行カードが選択されると、複数の他の金融機関名を表示して選択可能とすることを特徴とする。

30

【0021】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態を具体例を用いて説明する。

具体例1

本発明に係る自動取引システム10は、図1に示すように、金融機関11のホストコンピュータ12と、該ホストコンピュータに所定の通信回線を介して通信可能に接続されたATM(automated teller machine)13とを備える。自動取引システム10は、自行となる金融機関11の取引に限らず、当該金融機関と提携関係にある図示しない他の金融機関に関する取引をも取り扱う。

【0022】

自動取引システム10では、取引のための金融機関に対応した取引カードに基づく取引が行われる。前記取引カードとして、例えば、従来よく知られたキャッシュカード、あるいはクレジットカードを用いることができる。これらの各取引カードには、取引を行う金融機関の情報および該金融機関の所定の顧客の情報などが与えられている。

40

【0023】

ホストコンピュータ12は、金融機関11に関わる各顧客の個人情報および顧客毎の取引履歴等を保持する従来よく知られたマスタデータベース(図示なし)と、後述する取引情報テーブル21を保持する記憶部12aを備える。本具体例のホストコンピュータ12は、マスタデータベースおよび記憶部12aの情報を、ATM13からの要求に応じて該ATMに供給する。また、ホストコンピュータ12は、従来におけると同様に、当該ホスト

50

コンピュータと交信が可能な他の金融機関のホストコンピュータから、必要に応じて、前記他の金融機関の取引のための情報を取得する。

【0024】

ATM13は、ホストコンピュータ12から供給される情報を保持する記憶部14と、該記憶部の情報に基づいて取引のための画面を表示する表示部15と、該表示部に前記画面を表示するための制御動作を行う表示制御部16とを備える。

【0025】

表示制御部16は、その制御動作において、前記した取引情報テーブル21を、所定の時間毎にホストコンピュータ12へ要求し、この要求に応じて供給された前記テーブル21を記憶部14に保持させる。さらに、表示制御部16は、記憶部14に保持させた取引情報テーブル21に基づく画面を表示部15に表示させる。ホストコンピュータ12への取引情報テーブル21の要求は、所定時間毎の実行に代えて、顧客の取引毎に行うことができる。

10

【0026】

前記した表示部15として、本具体例では、従来よく知られたタッチスクリーンが用いられており、顧客の手指によるスクリーン表面への接触により、接触した画面部分に対応する指示がATM13に供給される。

【0027】

図2は、前記ATM13の外観を示す斜視図である。

ATM13は、図2に示すように、L字状をなすハウジング17の中央水平部分に、前記した表示部15を備える。ハウジング17の上部の前面部分には、取引カードの挿入および排出が行われるカード取扱口18、取引毎の取引明細票が出力される明細票取出口19および現金の受け入れおよび排出が行われる現金取扱口20が設けられている。

20

表示部15を用いた取引操作は、スクリーン表面への直接的な接触に代えて、前記表示部15の画面部分に対応した指示ボタンを表示部15の近傍に設け、このボタンの押下により、当該画面部分に対応した指示を行うようにすることができる。

【0028】

ところで、ホストコンピュータ12に保持される前記した取引情報テーブル21は、図3に示すように構成されている。図示の例では、自動取引システム10で取り扱い可能な取引カードを示す「取引カード」と、各カード毎に取り扱われる取引科目を示す「取引科目」と、各取扱科目の取扱いに関する所定の時間制限を示す「取扱時間」および取扱い時間毎に設定されている手数料を示す「手数料」とが項目として設けられ、これらの各項目に対応して、取引科目および時間などの情報が格納されている。

30

【0029】

取引情報テーブル21には、前記した情報の他に、「取引カード」の欄に示される各取引カードの取扱い時間についての情報を、例えば「カード受付時間」を項目として追加することができる。この「カード受付時間」の情報は、前記した「取扱時間」の情報を各取引カード毎に集約した情報に一致させることが望ましい。一例として、金融機関11であるA銀行の取引カードを挙げると、A銀行カードの「取扱時間」の情報は、図3に示されるように、いずれも8時から21時の間に存在することから、A銀行カードの「カード受付時間」に、「8:00-21:00」との情報を与えることができる。

40

この他、取引情報テーブル21には、曜日別のカード取扱情報あるいは各取引カードの取扱い限度額などを適宜追加することができる。

【0030】

前記した取引情報テーブル21に沿った取引では、例えば、A銀行の取引カードにより、ATM13で10時に預金の引出しが行われる場合、手数料は必要とされず、同カードで19時に振込みが行われる場合、振り込み手数料とは別に105円の手数料が加算される。

【0031】

本具体例では、前記したような取引情報テーブル21が、ホストコンピュータ12からA

50

ATM13へ一括的に供給されるが、これに代えて、複数のテーブル部分に適宜分割して供給することができる。例えば、取引カード毎のテーブル部分を必要に応じて供給する、あるいは「取引カード」の項目に対応する情報をカード情報として適宜供給することができる。

【0032】

ATM13では、顧客が到来したとき、図4に示すような初期画面22が表示部15に表示される。初期画面22には、後述する各カードボタンの中から、所望の取引カードを選択して押下するよう顧客に促す「ご希望のカードボタンを押してください。」との案内が表示される。

【0033】

この初期画面22は、図4に示すように、取引可能な取引カードが選択可能に表示されるカード表示領域23を有する。カード表示領域23には、ATM13で扱われる全ての取引カードに対応したカードボタン(23a~23c)が設けられており、これらのボタンのうち、顧客の取引時に利用できる取引カードに対応するカードボタンが、それぞれ選択可能に表示される。選択可能に表示された何れかのカードボタンへの接触により、当該ボタンに対応する取引カードを選択した旨がATM13に通知される。

【0034】

図4に示された例では、金融機関11となるA銀行の取引カードを示すA銀行カードボタン23a、A銀行を除く他の所定の銀行の取引カードを示す他行カードボタン23bおよびクレジットカードを示すクレジットカードボタン23cが、それぞれ選択可能に表示されている。

【0035】

これらの各カードボタン23a~23cを表示するにあたり、ATM13の表示制御部16は、取引情報テーブル21における各「取引カード」毎の「取扱時間」の情報に基づいて、表示の有無を判定する。すなわち、顧客の到来した時刻が、例えばA銀行カードに対応する何れかの取引科目を利用できる時刻であれば、A銀行カードボタン23aを選択可能に表示する。また、これに代えて、図示しない前記した「カード受付時間」の情報に基づいて、カードボタンの表示の有無を判定することができる。

【0036】

顧客の到来時刻が、A銀行カードのいずれの取引科目をも利用できない時刻であった場合は、A銀行カードボタン23aが選択不可であることを顧客に明示すべく、当該カードボタン23aを非表示とする。このとき、初期画面中の当該カードボタン23aの近傍に、「ただいまの時間は取扱時間外のため、お取扱いきません。」のような、選択不可とする理由を表示することが好ましい。

【0037】

前記した初期画面22において、例えば、A銀行カードボタン23aが選択された場合、図5に示す取引科目選択画面24aが表示される。

この取引科目選択画面24aには、顧客に取引カードの挿入を促すと共に、A銀行カードに対応した取引科目の選択を促す「カードを挿入して、ご希望のお取引ボタンを押してください。」との案内が表示される。

【0038】

取引科目選択画面24aは、取引が可能な取引科目が表示される取引科目表示領域25を有する。取引科目表示領域25には、取引科目を示す取引ボタン(25a~25d)が設けられており、これらの取引ボタンのうち、取引可能な取引科目に対応するボタンが選択可能に表示される。これにより、顧客は、取引に先立って、A銀行カードで何れの取引科目を実行することができるかを認識することができる。

【0039】

図5に示された例では、取引科目表示領域25に、預金の引き出しを示す「お引出し」ボタン25a、預け入れを示す「お預入れ」ボタン25b、振込みを示す「お振込み」ボタン25cおよび残高照会を示す「残高照会」ボタン25dが、それぞれ選択可能に表示さ

10

20

30

40

50

れている。顧客は、選択可能に表示されたカードボタンへの接触により、当該取引科目の実行を指示することができる。

【 0 0 4 0 】

また、取引科目選択画面 2 4 a には、取引を中止するための取り消しボタン 2 6 が設けられており、この取り消しボタン 2 6 への接触により、再び、表示部 1 5 に初期画面 2 2 が表示される。

【 0 0 4 1 】

前記した初期画面 2 2 において、他行カードボタン 2 3 b が選択された場合、図 6 に示す取引科目選択画面 2 4 b が表示部 1 5 に表示される。取引科目選択画面 2 4 b には、取引科目選択画面 2 4 a におけると同様な取引科目表示領域 2 5 が設けられている。図示の例では、取引科目表示領域 2 5 に、当該他行カードで取引が可能な取引科目に対応した各取引ボタン 2 5 e ~ 2 5 g が表示されている。

10

【 0 0 4 2 】

また、図 6 に示された例では、他行カードによる預金の引き出し又は振込みを行う際には、所定の手数料が必要とされる旨が表示されている。この案内は、前記した取引情報テーブル 2 1 における「手数料」の情報に基づいて、必要に応じて表示される。これにより、顧客は、取引に先立って、各取引項目に予め設定されている手数料を認識することができる。

【 0 0 4 3 】

前記した初期画面 2 2 において、クレジットカードボタン 2 3 c が選択された場合は、図 7 に示す取引科目選択画面 2 4 c が表示される。取引科目選択画面 2 4 c の取引科目表示領域 2 5 には、キャッシングのための「キャッシング」ボタン 2 5 h、クレジットローン等の返済のための「ご返済」ボタン 2 5 i および過去の取引を照会するための「ご照会」ボタン 2 5 j が設けられている。顧客は、取引科目選択画面 2 4 c により、取引時にクレジットカードの何れの取引科目が取り扱い可能であるのかを認識することができる。

20

【 0 0 4 4 】

また、自動取引システム 1 0 では、単一の取引カードにより複数の金融機関のうちの所望の金融機関との取引を行うことができる、いわゆる共用取引カードを利用することができる。その場合、顧客は、初期画面 2 2 において、当該共用カードに対応する複数の取引カードの中から、所望のカードを選択することができる。例えば、A 銀行カードおよびクレジットカードの共用取引カードにより、A 銀行カードによる取引を行いたい場合、初期画面 2 2 で A 銀行カードボタン 2 3 a を選択することにより、A 銀行カードによる取引を指示することができる。

30

【 0 0 4 5 】

前記した各取引科目選択画面 2 4 a ~ 2 4 c において、表示されている画面に対応しない取引カードが供給された場合、その取引カードをカード取扱口 1 8 から排出すると共に、例えば「挿入されたカードは A 銀行カード（他行カード、クレジットカード）ではありません。」のように、挿入すべきカードが誤っている旨を表示することが望ましい。このとき、取引カードの排出後、所定時間待機し、その間に顧客から改めて正しい取引カードが挿入されたことを認識したとき、当該画面による取引を続行するようにすることができる。

40

【 0 0 4 6 】

前記した自動取引システム 1 0 における一連の取引動作を、図 8 に示すフローチャートに沿って説明する。

A T M 1 3 は、所定の時間毎にホストコンピュータ 1 2 へ取引情報テーブル 2 1 を要求し（ステップ S 1）、この要求に応じて供給された取引情報テーブル 2 1 を記憶部 1 4 に格納する（ステップ S 2）。このとき、記憶部 1 4 に既に取引情報テーブル 2 1 が格納されている場合は、既に格納されているテーブルを新たに取得した前記テーブルに更新する。

【 0 0 4 7 】

A T M 1 3 は、顧客を待ち受ける間（ステップ S 3）、表示部 1 5 に図示しない所定の待

50

ち受け画面を表示する。近接センサにより顧客の到来が感知されたとき、表示部 15 の画面を、前記待ち受け画面から初期画面 22 へ移行させ（ステップ S4）、この初期画面 22 に表示される各カードボタン 23a ~ 23c から、所望の取引カードに対応するカードボタンが選択されるのを待機する（ステップ S5）。

【0048】

ATM13 は、初期画面 22 でいずれかのカードボタンが選択されたことを認識すると、表示部 15 の画面を、初期画面 22 から、選択された取引カードに対応する取引科目選択画面（24a、24b または 24c）に移行させる。さらに、当該選択画面において所望の取引科目の選択を促すと共に、取引カードの挿入を促す（ステップ S6）。

【0049】

顧客により、取引カードがカード取扱口 18 から挿入されると、表示制御部 16 は、表示されている取引科目選択画面と、挿入された取引カードとを照合し、両者が対応しているか否かを判定する（ステップ S7）。その結果、両者が互いに対応していれば、選択された取引科目に応じた処理が実行され（ステップ S8）、当該処理が終了したとき、カード取扱口 18 から取引カードが排出される（ステップ S9）。

【0050】

また、表示されている取引科目選択画面と、挿入された取引カードとが対応しない場合は、前記したように、挿入すべき取引カードが正しくない旨を表示した後、当該取引を中止すべくステップ S9 に移行し、顧客に取引カードを返却する。

【0051】

これにより、一連の取引動作が終了するが、顧客が継続して他の取引を行うべく待機する場合は、表示部 15 に再び初期画面 22 が表示され、顧客が立ち去った場合は、再び前記した所定の待ち受け画面が表示される。

【0052】

前記した具体例の自動取引システム 10 によれば、ATM13 を利用した取引に先立って、該 ATM の表示部 15 に、その時点で利用可能な取引カードが選択可能に表示されることから、顧客は、利用しようとする取引カードが ATM13 で受け付けられるか否かを認識することができる。

【0053】

また、取引カードの選択後に、選択された取引カードで実行可能な取引科目が選択可能に表示されることから、顧客は、所望の取引カードによる所望の取引科目の取引が可能であるか否かを認識することができる。

しかも、前記した具体例によれば、実行可能な取引科目と共に、当該各取引科目に対応する手数料の案内が表示されることから、例えば、取引後に受け取る取引明細票により、初めて手数料の加算を認識するような不都合が回避できる。

【0054】

前記した具体例では、取引情報テーブル 21 が、ATM13 からホストコンピュータ 12 への要求に応じて ATM13 に供給されたが、これに代えて、ホストコンピュータ 12 から自動的に供給するように適宜設定することができる。

【0055】

前記した例では、他行カードを、所定の他行に対応する取引カードとして説明したが、複数の他行カードから所定の他行カードによる取引を指定するようにすることができる。例えば、前記した初期画面 22 で他行カードボタン 23b が選択された後、取引科目選択画面 24b に移行する前に、複数の他行カードを選択可能に表示する画面を挿入する。その場合、例えば、挿入された画面に、初期画面 22 のカード表示領域 23 と同様な領域を設け、該領域に複数の他行カードボタンを適宜配置することにより実現することができる。このような画面の挿入は、クレジットカードボタン 23c についても同様に行うことができる。

【0056】

また、初期画面 22 で取引カードを選択することなくカードが挿入された場合に、挿入さ

10

20

30

40

50

れた取引カードの種別を、表示制御部 16 により自動的に判定し、その判定結果に対応したカードボタンを初期画面 22 に表示することができる。これにより、特に、前記した共用取引カードの利用の際には、当該カードで利用可能な複数の金融機関に対応する各取引カードを、初期画面 22 により認識することができる。

【0057】

本発明に係る自動取引システムで取扱可能な取引カードは、前記した具体例で説明した銀行の取引カードおよびクレジットカードに限らず、その他の金融機関に対応する取引カードを用いることができる。例えば、郵便貯金に対応した郵便貯金カードおよび郵便貯金クレジットカード等を採用することができる。

【0058】

【発明の効果】

本発明に係る自動取引システムによれば、自動取引装置での取引時に、取り扱いが可能な取引カードが予め選択可能に表示されることから、顧客は、利用しようとする取引カードが当該自動取引装置で受け付けられるか否かを認識することができる。これにより、顧客は、自動取引装置での取引操作を効率的に行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明に係る具体例の自動取引システムを示すブロック図である。

【図2】具体例のATMの外観を示す斜視図である。

【図3】具体例の取引情報テーブルを説明するための説明図である。

【図4】具体例の初期画面を説明するための説明図である。

【図5】具体例の取引科目選択画面を説明するための説明図（その1）である。

【図6】具体例の取引科目選択画面を説明するための説明図（その2）である。

【図7】具体例の取引科目選択画面を説明するための説明図（その3）である。

【図8】具体例の動作手順を示すフローチャートである。

【符号の説明】

- 10 自動取引システム
- 11 金融機関
- 12 ホストコンピュータ
- 12a 記憶部
- 13 ATM
- 14 記憶部
- 15 表示部
- 16 表示制御部
- 17ハウジング
- 18 カード取扱口
- 19 明細票取出口
- 20 現金取扱口
- 21 取引情報テーブル
- 22 初期画面
- 23 カード表示領域
- 23a ~ 23c カードボタン
- 24a ~ 24c 取引科目選択画面
- 25 取引科目表示領域
- 25a ~ 25j 取引ボタン
- 26 取り消しボタン

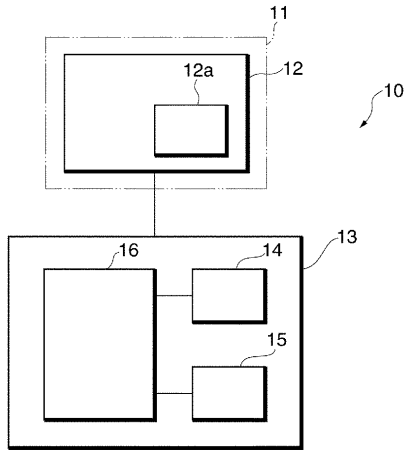
10

20

30

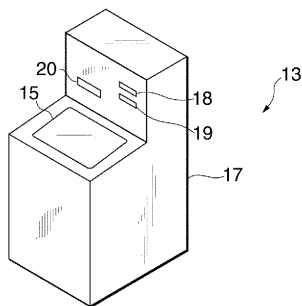
40

【図1】



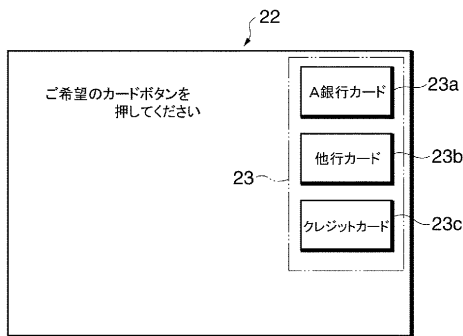
具体例の自動取引システムを示すブロック図

【図2】



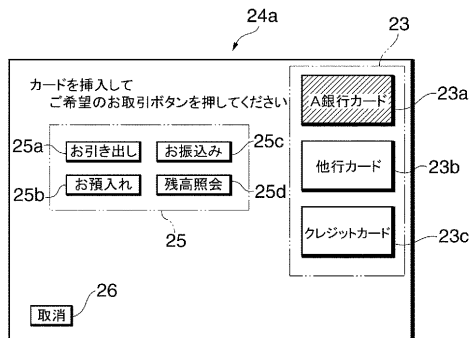
具体例のATMの外観を示す斜視図

【図4】



具体例の初期画面を説明するための説明図

【図5】



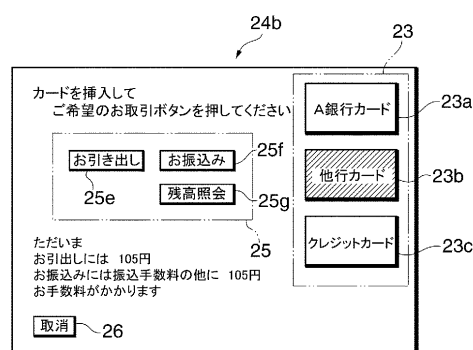
具体例の取引科目選択画面を説明するための説明図(その1)

【図3】

取引カード	取引科目	取扱時間	手数料
A銀行カード	引出し	9:00-18:00	¥0
		8:00-9:00, 18:00-21:00	¥105
他行カード	預入れ	9:00-18:00	¥0
		9:00-18:00	¥0
クレジットカード	振込み	9:00-18:00	¥0
		8:00-9:00, 18:00-21:00	¥105
他行カード	残高照会	8:00-21:00	¥0
		9:00-18:00	¥105
クレジットカード	引出し	9:00-18:00	¥105
		9:00-18:00	¥105
クレジットカード	振込み	9:00-18:00	¥0
		9:00-18:00	¥105
クレジットカード	キャッシング	9:00-18:00	¥0
		9:00-18:00	¥105
クレジットカード	返済	9:00-18:00	¥0
		9:00-18:00	¥0
クレジットカード	照会	9:00-18:00	¥0
		9:00-18:00	¥0

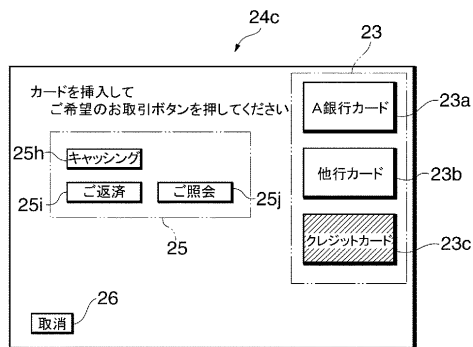
具体例の取引情報テーブルを説明するための説明図

【図6】



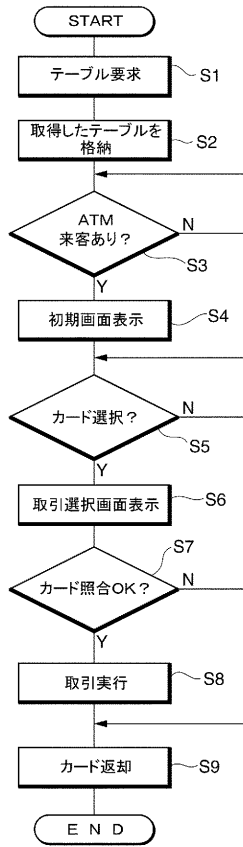
具体例の取引科目選択画面を説明するための説明図(その2)

【図7】



具体例の取引科目選択画面を説明するための説明図(その3)

【図8】



具体例のフローチャート

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2001-52084(JP,A)
特開平5-204954(JP,A)
特開平9-245221(JP,A)
特開平5-35960(JP,A)
特開平8-96222(JP,A)
特開平8-263579(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G07D 9/00 - 13/00
G07F 19/00